

独立行政法人都市再生機構中部支社入札監視委員会（第34回）議事概要

1 開催日 令和3年6月21日（月）

2 場所 独立行政法人都市再生機構中部支社（第1会議室・第2会議室）

3 入札監視委員会委員

[委員長]

太田勇（弁護士）

[委員]（五十音順）

河辺伸二（名古屋工業大学教授）、小林眞（公益社団法人愛知県安全運転管理協議会専務理事）、

竹内 伝史（岐阜大学名誉教授）

4 審議対象期間 令和2年10月1日～令和3年3月31日

5 抽出件数

		区分	抽出件数
工 事	1	落札率が高い契約	1件
	—	一者応札・応募の契約	0件
	2	一定の関係を有する法人との契約	1件
	3・4・5	契約方式の区分の分散に配慮しつつ抽出する契約	3件（1件）
業 務	6	落札率が高い契約	1件（1件）
	7	一者応札・応募の契約	1件
	8	一定の関係を有する法人との契約	1件
抽出件数（計）			8件（2件）

（注）抽出件数の（ ）書は、事務所（独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第2条第7号に定める「事務所」をいう。）の分任契約担当役の発注で内数である。

6 委員からの意見・質問及びそれに対する回答
別紙のとおり

7 委員会による意見の具申又は勧告の内容
なし

別紙

	意見・質問	回答
1	<p>【R02-支-アーバンラフレ虹ヶ丘中1～6号棟外壁他総合修繕工事】 特になし</p>	
2	<p>【R02-支-日比野他2団地共用給水管改修その他工事】</p> <p>① 本件工事は、一定の関係を有する法人が受注している。全部を一括して下請けに出すことはないと思うが、下請の制限はどのようになっているのか。</p> <p>② 技術評価において、施工計画に関する評価項目に対する提案は、どのように評価し配点しているのか。</p>	<p>① 契約書や建設業法において、工事の全部や主たる部分を下請けに出すことは禁止しており、全部を一括下請負とすることはできない。</p> <p>② 評価項目である品質確保、環境配慮及び居住者配慮について各4項目まで提案でき、提案項目毎に評価し各1点の配点としている。</p>
3	<p>【【URコミュニティ】R02-徳重団地1号棟他3棟屋根防水全面修繕工事】</p> <p>① 指名業者10者のうち5者が辞退している。本件では半数の5者が参加しているので、まだ問題はないが、この傾向が続くようであれば、10者指名では足りないと考え。リストには10者以上あるので10者指名としているが、指名業者をさらに増やすことは考えていないのか。</p>	<p>① この傾向が続く場合には、10者から増やすことを検討する。辞退理由をヒアリングしたところ、他の工事で手一杯とのことであった。</p>
4	<p>【R02-支-知立団地38号棟他3棟エレベーター設置工事】</p> <p>① 本件工事は、枠組み協定型一括入札方式により令和元年に入札が行われているが、今回の抽出対象となるのは何故か</p> <p>② 提案だが、枠組み協定型一括入札方式の場合、資料に競争入札をした入札日を記載していただきたい。</p>	<p>① 複数の工事を一括して入札を行ったが、契約は工事ごとに行っている。事案の抽出は、契約締結日を基準としており、本件工事は、今回の抽出対象期間に契約を締結したため、抽出対象となった。</p> <p>② 承知した。</p>
5	<p>【R02-支-大幸東団地造園再整備等工事】</p> <p>① 落札者の技術評価点について、環境配慮に関する取組、お住まいのお客様への配慮（CS向上）に関する取組が0点となっているが、これは全く取り組んでいないということではなく、標準を超える部分がないという理解でよいか。</p>	<p>① そのとおりである。</p>

6	<p>【URコミュニティ】R02-平針駅西団地外壁修繕その他工事監督業務】</p> <p>① 落札率が99.7%と高くなっているが、応札者は、資料の業務概要に記載された内容で積算することができるのか。</p>	<p>① 仕様書に業務量の目安として人工数を記載しているため、応札者は人工数を基に積算することができる。</p>
7	<p>【名古屋駅周辺エリアにおける事業推進方策検討業務】</p> <p>① 受注者側からすると大変面白い業務であると思うが、1者応札となったのは何故か。</p> <p>② 1者応札の要因は、機構の発注スケジュールの設定にあるのではないかと考えられる。受注者は年度当初には受注する業務を決めている場合が多く、本件業務の入札公告が行われた8月には手持ち業務がいっぱいとなっていたと考えられる。履行期間が1年間であれば、受注者は業務を調整できるが、本件業務のように履行期間が10月から半年間となると、業務の調整は難しい。履行期間は機構の都合もあると思うが、業務発注の告知を早くすることは支障がないと思う。春先には告知する必要があると思う。</p> <p>③ 1者応札の要因はコロナの影響もあると考えられるため、発注スケジュールの問題だけではないかもしれないが、留意したほうがよい。</p>	<p>① 仕様書を参加希望者に個別に交付したが、仕様書を取りに来た者は4者、参加者は1者。不参加の理由をヒアリングしたところ、手持ち業務があったため、技術者を配置できず、参加を見送ったものである。</p> <p>② 発注スケジュールの配慮は必要だったと思う。コロナの影響で名古屋市との協議が滞っていたこともあり、発注スケジュールにも影響があった。</p> <p>③ 必ずしも年度当初に発注業務を決められるものではないが、今後は発注スケジュールに留意する。</p>
8	<p>【UR賃貸住宅等の保全工事等に係る発注支援業務（中部支社）】</p> <p>特になし</p>	
その他意見	<p>特になし</p>	

以上